· 内閣提出法律案 ( 六件) 〇 労 働 委 員 会

正	<u>正</u> 修	修		可決	決	可	<del>1</del>					7
			<b>四</b> 、 一 〇					三、二四	衆 —– =			7 9
五、二	0110	五、		六、一九	、 人	<b>六</b> 、		_		労働時間の短縮の促進に関する臨	労働時間の短線	
決	<u>決</u> 可	可		可決	決	可						
	<u> </u>		(予 ) (予			<u> </u>	三、七	て 七	<i>"</i> = (	部を改正する法律案	律の一部を改正	5 9
五、二六	Ξ	五		四、一七	、 一 六	四、				の促進等に関する法	障害者の雇用の促進等に関	)
決	<u>決</u> 可	可		可決	決	可						
			 ₹ 		<del></del>		三、七	-、 七_	参 三、		する法律案	5 8
五、二八	亡七	¥		四、二四	11111	四、				職業能力開発促進法の一部を改正	職業能力開発促	}
決	<u>決</u> 可	可		可決	決一	可	<del>1</del>				7 1 1 1 1	3
			= - - \				二 二、一八	-, - /\	<u>"</u> =:		関する法聿条	3
五、一二二		四、		五、二〇	九	五、				介護労働者の雇用管理の改善等に	介護労働者の原	*
決	<u>決</u> 可	可		可決	決	可	\ \frac{1}{2}		i			
			二、一八				これの	二、 一 <u>八</u>	<i>"</i> =	団体法の一部を改正する法律案	団体法の一部を	3 2
四、一六	五	四		五、一八	_ 	五、				労働安全衛生法及び労働災害防止	労働安全衛生法	*
正	正修	修		可決	決一	可	<del>-</del>	1			正うる。行行者	1
三、二六	六四、	= .	四 三 五	三、二七	二 七	三	四、三、一九	· 0	<del>衆</del> 二、	展用保険法の一部を改保険料の徴収等に関す	きょう はままる 当動保険の保険	1 5 *
本会議議決	決	委員会議	委員会付託	本会議議決	决	委員会	委員会付託	B	院課	名	件	番号
	院	議	衆	院		議	参	出		1	<b>.</b>	

# (注) ※は予算関係法律案

· 本院議員提出法律案 ( 一件 )

番

뮹

件

名

(月日) 提出者

付 予 備 送

提衆出へ

参

譏

院

詵

院

備

考

委員会付託 委員会議決 本会議議決

委員会付託 **衆** 

委員会議決

本会議議決

2 2 宝 会

通じた雇用の確保等に関する法律案おける指定業種関係労働者の年間を積電又は寒冷の度が特に高い地域に

外 七 名

Λ, <u>Ξ</u>

五

未

了

2	番		衆議
	号	<del>,</del>	院議
関する法律案等待遇及び適正な就業条件の確保に短時間労働者の通常の労働者との均	4	:	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
外 六 名	(月E)	提出者	
三四、五	付 月 日	備	
	提出	2	
三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、	委員会付託	参	
	委員会議決	護	
	本会議議決	院	
三 四 五	委員会付託	衆	
継続	委員会議決	謉	
審查	本会議議決	院	ļ
		備考	
	L		i.

# ・国会の承認を求めるの件(一件)

	承認	訶心	承	訶心	承	承認	( <del>1</del>	<u>:</u>			件のの影響に関し承認を	
	五、二六	五、二二四四		_ 九	八四、六	六、一。				<del></del>	f) 投置に引いく思いさらに基づき、公共職業安定所自治法第百五十六条第六項	2
	<b>平会議議決</b>	員会議決 本	委員会付託委員	議決	本会	委員会議決	委員会付託	E	月	院調	4	4
備	院	議	衆		院	諓	参	出出	提	<b>捷先</b>	‡ i	-

部を改正する法律案(閣法第一五号)労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一

#### 要旨

所要の改善を行う等の措置を講ずるものである。
る国庫負担の割合を当分の間引き下げるほか、失業給付について状況等にかんがみ、雇用保険率及び求職者給付に要する費用に係一本法律案は、最近における労働保険特別会計雇用勘定の収支の

所要の修正がなされている。 なお、衆議院において、雇用保険事業の在り方の検討について

本法律案の主な内容は次のとおりである。

き下げることとすること。平成五年度以後当分の間について、雇用保険率を千分の三引、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一、雇用保険法の一部改正

# 1 失業給付の改善

- 手当の支給要件の改善を行うこと。多い受給資格者の再就職の一層の促進を図るため、再就職多いで、前回の改正後の賃金水準の変動を考慮して引き上げいて、前回の改正後の賃金水準の変動を考慮して引き上げる。以上のほか、基本手当の減額に係る内職収入控除額につ
- 庫が負担することとされている額の十分の八に相当する額と額の十分の九、平成五年度以後当分の間については、現在国成四年度については、現在国庫が負担することとされている、求職者給付に要する費用に係る国庫の負担額について、平2 国庫負担に関する暫定措置

# 三、施行期日等

すること。

による追加)。
はその結果に基づいて所要の措置を講ずること(衆議院修正方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り2.政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつ

## 委員長報告

おける審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会に

ものであります。引き下げるほか、失業給付について所要の改善等を行おうとするかんがみ、雇用保険率及び失業給付に係る国庫負担率を当分の間本法律案の主な内容は、最近における雇用保険の収支状況等に

います。
いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願おける所得保証制度の導入、失業給付及び三事業のあり方等につ委員会におきましては、国庫負担率の引き下げ、育児休業等に

り可決すべきものと決定いたしました。 討論を終わり、採決に結果、本法律案は多数をもって原案どおて山中理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。 質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されてお

ります。

以上、御報告申し上げます。

律案(閣法第三二号) 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法

#### 要旨

主な内容は次のとおりである。

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の主なととの一層の確保を図るため、建立を対象に対し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、建立を対象に対している。

理者を建設会社の支店、営業所等に設置すること。め、建設現場における安全衛生管理を指導する店社安全衛生管一、中小規模建設現場における安全衛生管理体制の充実を図るた

二、建設機械等を用いる作業についての安全確保措置を充実する

要するものについて、計画段階で審査を行い、必要に応じて事三、都道府県労働基準局長は、工事等のうち高度な技術的検討をなど、元方事業者等による安全確保対策を強化すること。

四、労働災害の再発防止のため、労働災害防止業務及び就業制限業者に対して勧告等を行うことができるようにすること。

業務に従事する者に対する講習制度を設けること。四、労働災害の再発防止のため、労働災害防止業務及び就業制限

| では、日間検査機関において、特定機械等の製造時等の検査を行う | 細は、、日間検査機関において、特定機械等の製造時等の検査を行う | 細は事業者等に対する情報提供、助言等の業務を行わせること。 | 策、六、中央労働災害防止協会に、快適な職場環境の形成に取り組む | 方、

五、六については、平成四年七月一日から施行すること。八、この法律は、平成四年十月一日から施行すること。ただし、

#### **安員長報告**

おける審査の経過と結果を御報告申し上げます。 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会に

ること、第二に、建設機械等を用いる作業についての安全確保措者を置き中小規模の建設現場における安全衛生管理体制を充実するため、第一に、建設会社の支店、営業所等に店社安全衛生管理労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図ー本法律案の主な内容は、最近における経済社会情勢の変化及び

方、いわゆる過労死問題への対応、快適な職場環境の形成の促進を、また第三に、事業者が快適な職場環境の形成に取り組む際のと、また第三に、事業者が快適な職場環境の形成に取り組む際の置を充実するなど元方事業者等による安全確保対策を充実するこ

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案細は会議録によって御承知願います。

健康保持増進対策等について質疑が行われましたが、その詳

どおり可決すべきものと決定いたしました。

| 公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ| なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、

致をもって行いました。・国民連合及び参院クラブ各派共同提案に係る附帯決議を全会

以上、御報告申し上げます。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(閣法第三三

要旨

号)

講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。講の、雇用促進事業団による借入れ資金の債務保証等の措置を画の策定、事業主に対する助成及び援助、介護労働安定センターり福祉の増進を図るため、労働大臣による介護雇用管理改善等計働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等を進めることによ業務に係る労働力への需要の増大に対処するため、また、介護労業務に係る労働力への需要の増大に対処するため、また、介護労業務に経済といる。

事項を定めた介護雇用管理改善等計画を策定すること。働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な1.労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労

介護雇用管理改善等計画

- 護労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請がでの雇用管理の改善、介護労働者の能力の開発及び向上等の介の雇用管理の改善、介護労働者の関係者に対し、介護労働者と、労働大臣は、計画の円滑な実施に必要があると認めるとき
- 二、事業主の作成する改善計画
- 置についての改善計画を作成し、都道府県知事に提出して、訓練の実施、福利厚生の充実等の雇用管理の改善に関する措者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育1(政令で定める事業を行う事業主は、その雇用する介護労働

る提供

その改善計画が適当である旨の認定を受けることができるこ

ځ

別の配慮をすること。

立

立

立

立

立

立

立

立

立

立

立

の

に

立

の

に

の

を

図

る

た

め

に

必

要
な

お

が

向

上

を

図

る

た

め

に

必
要
な

お

が

の

に

が

の

に

必
要
な

お

が

の

に

が

の

に

が

の

に

必
要
な

お

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

が

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

の

に

五、労働大臣は、介護労働者の福祉の増進のための総合的支援機紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めること。に適合する職業に就く機会を与えるため、及び介護業務に係る四、労働大臣は、介護労働者になろうとする者がその有する能力

な収集並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対す1.介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料の総合的ること。

関として、以下の業務を行う介護労働安定センターを指定でき

護に従事する家政婦)に対する負傷・疾病等に関する援助、|2 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者(介|

その他職業生活の安定を図るために必要な援助

- 政婦等に対する研修等)3 雇用福祉事業関係業務(給付金の支給、介護に従事する家
- 六、雇用促進事業団は、介護労働者の福祉の増進を図るため、以4 その他介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務

うとするものであります。

下の業務を行うこと。

- うとする求職者の福祉の増進を図るための施設の設置等を行りとする求職者の福祉の増進を図るための施設の設置等を行りは紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者になる問題の福祉の増進を図るための設備の設置等を行う場合及び職業を
- 援助業務に関する必要な助成2(介護労働安定センターに対する、五の2の家政婦に対する)
- ために必要な業務であって政令で定めるもの3 その他右に附帯する業務及び介護労働者の福祉を増進する
- おいて政令で定める日から施行すること。七、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内に

## 委員長報告

おける審査の経過と結果を御報告申し上げます。 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会に

る助成及び援助、介護労働安定センターの指定等の措置を講じよ進を図るため、介護雇用管理改善等計画の策定、事業主等に対す力への需要の増大に対処するため、また、介護労働者の福祉の増本法律案の主な内容は、我が国の急速な高齢化に伴う介護労働

は会議録によって御承知願います。関係行政間の連携等について質疑が行われましたが、その詳細関係行政間の連携等について質疑が行われましたが、その詳細条件の改善及び社会的地位の向上、介護労働力確保対策における者対策のあり方、介護労働者の雇用管理の改善、家政婦等の就業委員会におきましては、我が国における高齢化の見通しと高齢

なお、本法律案に対し各会派共同提案による附帯決議を全会一どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案

| 致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

職業能力開発促進法の一 部を改正する法律案 (閣法第五八

号

図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次の 事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定に関する援助の充実を 練過程を再編し、多様で高度な職業訓練の実施を図るとともに、 者の職業能力の開発及び向上を促進するため、公共職業訓練の訓 本法律案は、 最近における経済社会情勢の変化に対応し、労働

、事業主等が行う職業能力開発促進の措置

とおりである。

- 練」及び「能力再開発訓練」の例示を削除すること。 事業主が行う職業訓練について、「養成訓練」、「向上訓
- 2 確保するために必要な援助を行うことを追加すること。 させること、又は労働者が自ら職業能力検定を受ける機会を 上を促進する場合に講ずる措置として、職業能力検定を受け 事業主がその雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向
- 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置
- 1 にすること。 その他の援助を行うように努めなければならないことを明確 国及び都道府県は、労働者に対して、情報及び資料の提供

- 2 国が事業主等に対して、 職業能力検定に関する助成等を行
- うことができることを明確にすること。 国による調査研究、情報の収集整理及びそれらの提供につ

3

- 4 いて、職業能力検定をその対象とすることを明確にするこ 国は、職業に必要な技能について事業主その他国民一般の
- 理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動等を行うこ

کے

- ξ 国及び都道府県等による職業訓練の実施等
- 1 該訓練課程の期間の長さの区分に改めること。 発訓練の三区分から普通職業訓練及び高度職業訓練並びに当 公共職業訓練の区分を、養成訓練、 向上訓練及び能力再開
- 2 名称をそれぞれ改めること。 に、職業訓練校については職業能力開発校に改める等施設の 公共職業訓練施設を公共職業能力開発施設に改めるととも
- 3 こと。 令で定めるものについては、公共職業能力開発施設以外の施 設においても適切と認められる方法により行うことができる 職業訓練のうち主として知識の習得のためのもので労働省
- 4 に対し、情報及び資料の提供その他の必要な援助を行うよう 公共職業能力開発施設は、事業主、労働者その他の関係者

努めなければならないこと。

る者を追加すること。
五、技能検定を受けることができる者に、一定の実務経験を有すては、同等以上の能力を有する一定の者も担当できること。四、職業訓練指導員免許を必要とする職業訓練に係る教科につい

その他の援助を行うことを追加すること。 | る国際協力でその地区内において行われるものについての相談 | 伝六、都道府県職業能力開発協会の業務に、職業能力の開発に関す | 収

に準ずる訓練を行うことができることを明確にすること。囲内で、外国人研修生等に対しても、職業訓練又は指導員訓練七、公共職業能力開発施設等は、その業務の遂行に支障のない範

の実施は、雇用保険法による能力開発事業として行うこと。八、国による公共職業能力開発施設以外の施設における職業訓練

準ずる訓練の実施については、公布の日から施行すること。国による啓発活動並びに外国人研修生等に対する職業訓練等に九、この法律は、平成五年四月一日から施行すること。ただし、

### 委員長報告

おける審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会に

本法律案の主な内容は、労働者の職業能力開発及び向上を促進

する援助の充実等を図ろうとするものであります。施するとともに、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定に関するため、公共職業訓練課程を再編し多様で高度な職業訓練を実

共職業訓練施設における円滑な実施体制の確保、技能振興施策の一委員会におきましては、職業訓練体系の見直しとその効果、公

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。促進、高齢者、女性等の多様なニーズへの対応等について質疑が

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いましどおり可決すべきものと決定いたしました。

| 以上、御報告申し上げます。

た。

(閣法第五九号) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

#### 要旨

障害者雇用納付金関係業務の適用についての特例を定める等障害度身体障害者である短時間労働者等に対する雇用義務等及び身体め、労働大臣が障害者雇用対策基本方針を策定するとともに、重本法律案は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るた

の充実強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとお 者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置

、労働大臣は、今後の障害者雇用対策の総合的かつ計画的・段 策定すること。 階的な展開の在り方について定めた障害者雇用対策基本方針を

2

職場適応訓練の対象となる種類の精神障害回復者

(精神分

一、身体障害者雇用状況報告義務が生じる数以上の労働者を雇用 用推進者)の選任努力義務を課すこと。 する事業主に対し、障害者の雇用を推進する責任者(障害者雇

三、重度化に対応した障害者雇用対策の推進

動務の労働者とみなして雇用率制度等を適用すること。 該重度障害者の一人をもって一定数の身体障害者である通常 事業主が重度身体障害者を短時間雇用している場合に、当

2 ずること。 の負担の軽減を図るため、雇用の継続のための助成措置を講 障害者の雇用を継続するための設備の更新等事業主の特別

3 努めなければならないものとすること。 その能力に応じ、通常勤務への移行等適切な待遇を行うよう 事業主は、障害者である短時間労働者が希望する場合は、

精神薄弱者、精神障害回復者の雇用対策の推進

1 雇用率制度等の適用に当たり、 事業主が重度精神薄弱者

> ŧ 短時間雇用の特例を重度精神薄弱者の短時間雇用について ブルカウントを適用するとともに、三1の重度身体障害者の 人を雇用している場合において、重度身体障害者と同様にダ 準用すること。

基づく助成金の支給対象とすること。 定している者)の雇用について身体障害者雇用納付金制度に 裂病、そううつ病又はてんかんを有する者であって症状が安

Ŧį を明らかにすること。 事業主の責務について、障害者の雇用の安定を図る努力義務

一六、職業リハビリテーションの効率的な推進を図るため、 害者雇用促進協会の業務に、障害者の雇用に関する国際協力業 日本障

七、この法律は、平成四年七月一日から施行すること。ただし、 三1及び四1の重度身体障害者及び重度精神薄弱者に対する雇 務を加えること。 用率制度等の適用(助成金の支給業務に係る部分を除く。)に

# 委員長報告

ついては平成五年四月一日から施行すること。

おける審査の経過と結果を御報告申し上げます。 ただいま議題となりました法律案につきまして、 労働委員会に

本法律案の主な内容は、障害者の雇用に関する状況にかんが本法律案の主な内容は、障害者の雇用に関する状況にかんが本法律案の主な内容は、障害者の雇用に関する状況にかんが本法律案の主な内容は、障害者の雇用に関する状況にかんが

ト。 一般が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いま課題、重度障害者、精神薄弱者等の雇用対策の推進等について質啓発活動の強化、雇用率制度及び納付金制度の運用状況と今後の一委員会におきましては、ノーマライゼーションの理念の徹底と

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案

御報告申し上げます。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案(閣法第七九

号)

#### 要旨

について所要の修正がなされている。実施計画を労働大臣が承認するに当たっての労働者の意見の聴取なお、衆議院において、事業主の共同作成に係る労働時間短縮

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国による労働時間短縮推進計画の策定
- きは、これを公表しなければならないこと。を作成して、閣議の決定を求めるとともに、決定があったと及び援助に関する事項等を定めた労働時間短縮推進計画の案1(労働大臣は、労働時間短縮の目標、事業主等に対する指導
- ることができること。し、労働時間の短縮に関する事項について、必要な要請をす2 労働大臣は、必要があると認めるときは、関係団体に対

# 二、企業内の労働時間短縮推進体制の整備

- するために必要な体制の整備に努めなければならないこと。審議する委員会を設置する等労働時間の短縮を効果的に実施1 事業主は、労使を構成員とする労働時間短縮措置等を調査
- 実施計画の承認制度)三、業種ごとの実情に応じた労働時間短縮の推進(労働時間短縮)
- が適当である旨の承認を受けることができること。を作成し、労働大臣及び事業所管大臣に提出して、その計画共同して、労働時間短縮実施計画(以下「計画」という。)休業日数の増加等の労働時間短縮促進措置の実施に関して、1 同一の業種に属する二以上の事業主は、営業時間の短縮、
- た、労働大臣は、計画の承認をするに当たっては、労働時間め、中央労働基準審議会の意見を聴くものとすること。ま2.労働大臣は、計画の承認をしようとするときは、あらかじ

努めるものとすること(衆議院修正による追加)。短縮促進措置を実施する事業場の労働者の意見を聴くように

- 3 労働大臣及び事業所管大臣は、計画の承認に際して、公正別さなければならないこと。 当動大臣及び事業所管大臣は、公正取引委員会から計画承認後の3に係る通知を受けた場合において、当該通知に係る承認計画が一定の基準に適合するものでなくなったと認める承認計画が一定の基準に適合するものでなくなったと認める承認計画が一定の基準に適合するものでなくなったと認める。 ときは、当該承認計画の要更を指示し、又はその承認を取りときは、当該承認計画の変更を指示し、又はその承認を取り、対して公正の対象員会と必要な意見調整を行うとともに、計画承認後に取引委員会と必要な意見調整を行うとともに、計画承認を取り、当時大臣及び事業所管大臣は、計画の承認に際して、公正消さなければならないこと。
- 要請することができること。
  必要があると認めるときは関係事業主に対し、必要な協力を言者の派遣等の必要な援助を行うよう努めるものとし、特に一多一分働大臣及び事業所管大臣は、1の承認事業主に対し、助
- 五、この去津は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内に分部局の長若しくは都道府県知事に委任できること。 るところにより、その一部を都道府県労働基準局長又は地方支四、三に定める労働大臣及び事業所管大臣の権限は、政令に定め
- の日から五年以内に廃止するものとすること。おいて政令で定める日から施行することとし、この法律の施行五、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内に

# 委員長報告

年以内に廃止するものとされております。年以内に廃止するものであります。なお、この法律案は、施行の日から五短縮に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講じよまず、労働者のゆとりある生活の実現等に資するため、国が労働時間の短縮に向けた自主的な努力を促進に関する臨時措置法案の主な内容が働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、

かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所五箇所を大い、議題となりました承認案件は、労働省の所掌事務の円滑た。討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。 対論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案が、対論を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

とのことについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を設置することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を

求めようとするものであります。

職員の労働条件等について質疑が行われましたが、その詳細は、委員会におきましては、レディス・ハロ-ワ-クの運営状況と

会議録によって御承知願います。

り承認すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どお

以上、御報告申し上げます。

号) 定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安

#### 要旨

本承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るである。

	前ページ参照	ス・ハローワーク事業を専門的に推進する出張所である。なお、横浜、灘、福岡中央公共職業安定所の出張所は、レディ